

# ユニット型介護老人保健施設 ベルアルト

## 指定介護予防短期入所療養介護 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人悠人会が設置するユニット型介護老人保健施設ベルアルト(指定介護予防短期入所療養介護)(以下「当事業所」という。)において実施する指定介護予防短期入所療養介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、支援相談員等(以下「短期入所療養介護従業者」という。)が、要支援状態の利用者に対し、適正な指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 当事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する個別の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。又、ユニットケアにおいては、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、支援するものとする。
- 2 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るものとする。
  - 3 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関等との密接な連携に努めるものとする。
  - 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 5 前4項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第58号)」に定める内容を遵守し事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 ベルアルト 介護予防短期入所療養介護

(2) 所在地 大阪府堺市堺区南安井町3丁1番1号

(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

第4条 ユニット総数 : 3ユニット

ユニット利用定員 : 25名

3階(3丁2番) ユニット型個室9名

3階(3丁4番) ユニット型個室7名

4階(4丁2番) ユニット型個室9名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当事業所における職員の職種、員数(常勤換算)及び職務の内容は次のとおりとする。

| 職 種         | 人 員    | 業 務 内 容          |
|-------------|--------|------------------|
| 医師(施設長)     | 1.0名以上 | 利用者の健康管理を全般に行う   |
| 看護職員        | 9.7名以上 | 医師とともに健康管理を行う    |
| 薬剤師         | 0.4名以上 | 薬の調剤を医師の指示で行う    |
| 介護職員        | 6.0名以上 | 利用者の日常生活の介護を行う   |
| 支援相談員       | 1.0名以上 | 利用者及び家族の全般的な相談援助 |
| 理学療法士       | 2.0名以上 | 基本動作能力改善への機能訓練   |
| 作業療法士       |        | 応用動作、残存能力改善への訓練  |
| 管理栄養士       | 1.0名以上 | 利用者の栄養状態の管理及び指導  |
| 介護支援専門員(兼務) | 1.0名以上 | 利用者状態把握・ケアプラン作成  |
| 事務職員        | 必要名    | 窓口会計、事業所職員勤怠管理ほか |

ユニット型指定介護予防短期入所療養介護従業者は、指定介護予防短期入所療養介護の業務に当たる。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

3 ユニットにおいては、日中は、1ユニット毎に常時1名以上の介護職員又は看護職員を配置し、夜間は、2ユニット毎に1名以上の夜勤を行う介護職員又は看護職員を配置する。  
又、各ユニット毎に、常勤のユニットリーダーを配置する。

(会議・委員会の設置)

第6条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議・委員会を設置する。

- (1) 運営会議
- (2) 利用検討会議
- (3) 入所継続判定会議（ケースカンファレンス）
- (4) セーフティマネジメント（安全対策・褥瘡対策・高齢者虐待防止・身体拘束適正化）委員会
- (5) 感染対策委員会
- (6) 給食委員会
- (7) 労働安全衛生委員会
- (8) ベルアルト個人情報管理委員会

2 会議・委員会の運営に必要な事項は、事業所管理者が別に定める。

（指定介護予防短期入所療養介護の内容）

第7条 ユニットにおける指定介護予防短期入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 当事業所が実施する事業は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、指定介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動において必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。
- (2) 当事業所が実施する事業は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。
- (3) 当事業所が実施する事業は、利用者のプライバシーの確保に配慮する。
- (4) 当事業所が実施する事業は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら適切に行うこととする。
- (5) ユニットにおいて従事する者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように説明することとする。
- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- (7) 入所者の尊厳を守り、安全に配慮しながら身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録することとする。
- (8) ユニットにおいては、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を

行い、常に改善を図ることとする。

## 2 食事

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するように努めることとする。
- (2) 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこととする。
- (3) 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、利用者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保することとする。
- (4) 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援することとする。

## 3 入浴

利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、一週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむをえない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える場合がある。

## 4 看護及び医学的管理の下における介護

- (1) 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うこととする。
- (2) 利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援する。
- (3) 利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うこととする。
- (4) おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えることとする。
- (5) 利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
- (6) 利用者に対し、その負担によりユニット従事者以外の者による看護、介護を受けさせてはならないこととする。

## 5 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

- (1) 機能訓練の実施にあたっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活とが連続したものとなるよう配慮し、個別の状態を把握した上で改善に向けた機能訓練を実施するものとする。
- (2) 日常生活に無い動作を通じた機能訓練等、家庭の中では通常行われないことは原則

実施しないこととする。

6 相談援助サービス

利用者の心身の状況、病状そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行うこととする。

7 理美容サービス

利用者の希望に応じ、事業所内において理美容サービスを提供することができる。

8 要支援認定の申請にかかる援助

- (1) 要支援認定を受けていない利用希望者について、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用希望者の意思をふまえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- (2) 要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期限満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

9 行政手続の代行

利用希望者又は利用者の希望により、要支援認定申請及び更新申請等の行政手続の代行を行う。

10 その他

- (1) 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、利用者が自律的にこれらの活動を支援することとする。
- (2) 常に利用者の家族との連携を図り、安心して療養できる環境の確保に努めることとする。

(秘密の保持)

第8条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととする。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとする。

(利用料等)

第9条 ユニットにおける利用料等は次のとおりとする。

事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護サービスを  
提供した際には、利用者から利用料の一部として、居宅介護サービス費用基準額から当  
該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除  
して得た額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護サービスを  
提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、居宅介護サービス基準額との  
間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

① 食事（おやつ）の提供に要する費用

朝食 361円・昼食 582円（おやつ代61円含む）・夕食 660円

② 滞在に要する費用

ユニット型個室 3,000円/日

③ 理美容代

実 費

④ 日用生活品費（石鹸・シャンプー・ティッシュペーパーやおしぼり等の費用で、事業所  
で用意するものをご利用いただくために要する費用の滞在日数分の金額。）

200円/日

⑤ 教養娯楽費（レクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料や、輪投げ等遊具。ビ  
デオソフト等の費用であり、事業所で用意するものをご利用いただくために要する費用の  
滞在日数分の金額。）

100円/日

⑥ クラブ活動費（生け花、茶道、陶芸、押し花等、利用者のご希望によりクラブ活動に参  
加される場合に係る材料費）

その都度お知らせします。

⑦ 行事費（小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で参加  
された場合に係る費用）

その都度お知らせします。

⑧ 喫茶代（1階喫茶コーナーで利用者のご希望で提供するコーヒー、ミックスジュース  
等の代金）

100円/一杯

⑨ 第1項及び第2項の費用について、介護保険法施行規則 97 条の 3 の規定により、介  
護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている  
負担限度額と第1項又は第2項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較  
して、どちらか低い方の額とする。

4 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）に  
ついて記載した領収書を交付する。

5 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びに

その他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

- 6 費用を変更する場合は、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。尚、費用を変更する2ヶ月前までに、利用者又はその家族に説明を行うこととする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 8 消費税については介護保険の保険対象サービス(保険給付分と自己負担割合分)は、原則として消費税は課税されません。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は堺市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第12条 食事時間      朝食      7:00 ～ 8:00  
                                昼食      12:00 ～ 13:00  
                                夕食      18:00 ～ 19:00  
                                食事は原則として、共同生活室で提供する。

入浴                      週に最低2回。利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合がある。

(緊急時の対応)

第13条 当事業所は、現に指定介護予防短期入所療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

①協力医療機関

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 医療機関の名称 | 医療法人生長会 ベルランド総合病院         |
| 所在地     | 大阪府堺市中区東山 500-3           |
| 診療科     | 内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、神経科 等 |
| 医療機関の名称 | 社会医療法人生長会 ベルピアノ病院         |
| 所在地     | 大阪府堺市西区菱木1丁2343番 11 号     |
| 診療科     | 内科、外科、整形外科、等              |

②協力歯科医療機関

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 医療機関の名称 | 奥田歯科医院                      |
| 所在地     | 大阪府堺市北区中百舌鳥町5-729           |
| 医療機関の名称 | 西村歯科                        |
| 所在地     | 大阪府堺市堺区鉄砲町 16-1 七道駅前マンション1F |

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策・業務継続計画の策定等)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回(うち1回は夜間を想定した訓練)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定介護予防訪問サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再

開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 3 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 4 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 指定介護予防短期入所療養介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定介護予防短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

[行政機関その他苦情受付機関]

|                                      |                                                                                                                      |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設の相談窓口                              | 窓口担当者 支援相談員 浦 慶子<br>相談責任者 施設長 柳 志郎<br>利用時間 9時00分 ～ 17時00分<br>電 話 072-221-7168<br>相 談 1階事務所にお申出下さい<br>ご意見箱 各階に設置しています |
| <b>【市町村の窓口】</b><br><br>堺市役所<br>介護保険課 | 所 在 地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1<br>電 話 番 号 072-228-7513<br>FAX番号 072-228-7853<br>受 付 時 間 月～金(祝日除く)9:00～17:30                     |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【市町村の窓口】</b><br>各区地域福祉課         | <b>【堺区】</b><br>TEL 072-228-7477 TEL 072-270-8195<br><b>【東区】</b><br>TEL 072-287-8112 TEL 072-258-6771<br><b>【南区】</b><br>TEL 072-290-1812 TEL 072-275-1912<br><b>【美原区】</b><br>TEL 072-363-9316<br><b>【中区】</b><br><b>【北区】</b><br><b>【西区】</b> |
| <b>【公的機関の窓口】</b><br>大阪府国民健康保険団体連合会 | 所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号<br>中央大通FNビル11階<br>電話番号 06-6949-5418<br>FAX 06-6949-5417<br>受付時間 9:00～17:00<br>月～金（土、日、祝除く）                                                                                                                           |

（虐待防止に関する事項）

#### 第17条

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 当事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 当事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容

とする。

- 4 当事業所は、指定介護予防短期入所療養介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間(サービス提供記録は提供日から5年間)保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人悠人会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、2020年3月1日から施行する。

この規程は、2023年8月1日から施行する。

この規程は、2024年3月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日 一部改訂

第2条 4 追加・第6条(会議)一部変更・削除・第9条 3①食費・おやつ変更

第11条 2 変更・第13条 協力病院追加・第15条 2・3・4 追加・第17条 一部追加

この規程は、2024年8月1日 一部改訂

第9条 3 ② 居住費変更